

20 . 所得税の控除及び税率の推移

区分	昭和 62 年	63	平成元	2	3	4	5	
所 得 控 除	基礎控除	330,000 円	同 左	350,000 円	同 左	同 左	同 左	
	配 偶 者 控 除	330,000 円 (380,000 円) 年齢 70 歳以上の老人控除対象配偶者 390,000 円 (440,000 円) 同居している特別障害者である控除対象配偶者 470,000 円 (520,000 円) (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が給与所得等のみの場合 33 万円 , その他の所得のみの場合 10 万円 , 両者がある場合は給与所得等の金額の 3.3 分の 1 とその他所得との合計額が 10 万円以下であること)	330,000 円 年齢 70 歳以上の老人控除対象配偶者 390,000 円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 470,000 円 (控除対象配偶者所得要件 同 左)	350,000 円 年齢 70 歳以上の老人控除対象配偶者 450,000 円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 650,000 円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 750,000 円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が 35 万円以下であること)	同 左	同 左	同 左	同 左
	配 偶 者 特 別 控 除	(創設) 112,500 円 合計所得金額 800 万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には , 次により調整を行う。 控除対象配偶者の場合 控除額からその控除対象配偶者の所得金額の 33 分の 11.25 に相当する金額を減額 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 控除額からその配偶者の所得金額のうち 33 万円を超える部分の金額を減額 (注)配偶者が資産性所得を有する場合には所要の調整を行う。	165,000 円 合計所得金額 800 万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には , 次により調整を行う。 控除対象配偶者の場合 控除額からその控除対象配偶者の所得金額の 33 分の 16.5 に相当する金額を減額 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 同 左 (注)同 左	350,000 円 合計所得金額 1,000 万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には , 次により調整を行う。 控除対象配偶者の場合控除額からその控除対象配偶者の所得金額 (5 万円の整数倍の金額とし , 5 万円未満の端数は切り捨てる。) を減額 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 控除額からその配偶者の所得金額のうち 35 万円を超える部分の金額 (5 万円の整数倍の金額とし , 5 万円未満の端数は切り捨てる。) を減額	同 左	同 左	同 左	同 左
扶 養 控 除	330,000 円 年齢 70 歳以上の老人扶養親族 390,000 円 ただし , 老人扶養親族のうち , 同居している老親 460,000 円 同居している特別障害者である扶養親族 470,000 円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左	350,000 円 年齢 16 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族 450,000 円 年齢 70 歳以上の老人扶養親族 450,000 円 ただし , 老人扶養親族のうち , 同居している老親 550,000 円 同居している特別障害者である扶養親族 650,000 円 同居している特別障害者である特定扶養親族又は老人扶養親族 750,000 円 同居している特別障害者である同居老親 850,000 円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左	同 左	同 左	同 左	

区 分		昭和 62 年	63	平成元	2	3	4	5
所 得 控 除	給与所得控除	165万円までの金額 40% 330万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 570,000円	同 左	165万円までの金額 40% 330万円までの金額 30% 600万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 650,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	給与特定支出控除	-	(創設) 給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	みなし法人課税制度	青色事業所得者等が「みなし法人課税」を選択して事業主報酬を支払った場合には、当該事業主報酬には上記の給与所得控除を適用する。	同 左 ただし、事業主報酬の額が、その年の前々年以前3年内の各年の事業所得及び不動産所得の金額の合計額の平均額の80%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、過大報酬額に準ずるものとして所得税額を計算する。	同 左	同 左	同 左	同 左 〔平成4年分をもって廃止〕	-
	専従者控除(青色申告控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 450,000円 配偶者の場合 600,000円 最高限度 〔事業所得等の金額〕 (1+事業専従者の数) 青色申告控除 100,000円 (注)青色事業所得者等で「みなし法人課税」を選択しない者について適用する。	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同左 (同 左) 青色申告控除 同 左 (注) 同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 470,000円 配偶者の場合 800,000円 (同 左) 青色申告控除 同 左 (注) 同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 (同 左) 青色申告控除 同 左 (注) 同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 (同 左) 青色申告控除 同 左 (注) 同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 (同 左) 青色申告控除 同 左 (注) 同 左 〔青色申告控除は平成4年分をもって廃止。 青色申告特別控除を創設し、平成5年分から適用。〕	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 (同 左) 青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 35万円 以外の青色申告者 10万円
公的年金等控除	-	(創設) 定額控除と定率控除の合計額 定額控除 800,000円 (65歳未満の者 400,000円) 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 1,200,000円 (65歳未満の者 600,000円)	同 左	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 1,000,000円 (65歳未満の者 500,000円) 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 1,400,000円 (65歳未満の者 700,000円)	同 左	同 左	同 左	

区分		昭和 62 年	63	平成元	2	3	4	5	
所得控除(続)	その他所得控除(続)	<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料，傷害保険料，医療費用保険料等</p> <p>イ 長期契約のみの場合 10,000円まで全額，10,000円を超え20,000円まで2分の1</p> <p>ロ 短期契約のみの場合 2,000円まで全額，2,000円を超え4,000円まで2分の1</p> <p>ハ 長期契約と短期契約とがある場合 イ + ロ (最高 15,000 円)</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金 (第 1 種共済契約に係る掛金) 及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額</p> <p>(7) 寄付金控除 イ 国又は地方公共団体に対する寄付金 ロ 社会福祉への貢献，教育の振興等のためにした寄付金 ハ 政党その他一定の政治団体又は特定の公職の候補者に対する寄付金 について，寄付金の額 (所得金額の 25% を限度) のうち，1 万円を超える部分の金額を所得控除する</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>
	税額控除	<p>イ 配当所得を上積とし，配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が 1,000 万円に達するまでの配当所得の金額について 10%，1,000 万円を超える部分の金額について 5%</p> <p>ロ 証券投資信託の収益の分配については 5% (課税総所得金額が 1,000 万円を超えるときは，その超える部分については 2.5%) ただし，証券投資信託の収益の分配に係る配当所得，株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得，少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	外国所得税控除	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で，過去 5 年以内の控除枠の余裕は当年の控除枠に加え，また過去 5 年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。	同 左	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で，過去 3 年以内の控除枠の余裕は当年の控除枠に加え，また過去 3 年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

区分		昭和 62 年	63	平成元	2	3	4	5
税額控除(続)	住宅取得促進税制(住宅取得控除)	<p>(制度の拡充)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合には、その住宅に係る借入金残高等を対象として、次により算出した額を5年間(年間所得 1,000 万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{年末の民間住宅ローン等の残高(A)} + \\ \text{年末の公的住宅ローン等の残高(B)} \\ \times \frac{1}{2} \end{array} \right] \times 1\%$ <p>(注) (A) + (B) 2,000 万円</p> <p>居住用財産の譲渡所得の課税の特例の適用を受ける場合には、この措置は適用しない。</p>	<p>(適用期限の延長, 制度の拡充)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高等及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を5年間(年間所得 3,000 万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{年末の住宅ローン等の残高(最高限度額 2,000 万円)} \end{array} \right) \times 1\%$ <p>同 左</p>	<p>(制度の内容は左に同じ)</p>	<p>(適用期限の延長, 制度の拡充)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高等及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を6年間(年間所得 3,000 万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{年末の住宅ローン等の残高(最高限度額 2,000 万円)} \end{array} \right) \times 1\%$ <p>同 左</p>	<p>(制度の拡充等)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高等及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を6年間(年間所得 2,000 万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> $\begin{array}{l} \text{年末の住宅ローン等の残高 2,000 万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \times 1\%$ $+ \begin{array}{l} \text{年末の住宅ローン等の残高} \\ \text{2,000 万円超} \\ \text{3,000 万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \times 0.5\%$ <p>(注) 年末の住宅ローン等の残高の最高限度額は3,000万円</p> <p>同 左</p> <p>(注) 適用対象となる住宅の床面積要件として、220 m²の上限が設けられた。</p>	<p>(適用期限の延長)</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>(注) 適用対象となる住宅の床面積要件の下限が 50 m²に引き上げられた。</p>	
	その他控除	<p>(1) 退職所得 勤続年数 1 年につき、勤続年数 20 年まで 25 万円、20 年超 50 万円を乗じた金額(最低限度額 50 万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに 100 万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の 2 分の 1 相当額を課税所得とし、分離課税</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から 50 万円を控除し、五分五乗により分離課税</p> <p>(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から 50 万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(3,000 万円乃至 100 万円)を控除して課税する。 (参考 譲渡所得課税制度の概要参照)</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>(4) 一時所得 同 左</p>	<p>(1) 退職所得 勤続年数 1 年につき、勤続年数 20 年まで 40 万円、20 年超 70 万円を乗じた金額(最低限度額 80 万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに 100 万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の 2 分の 1 相当額を課税所得とし、分離課税</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(3,000 万円(平成元年は 5,000 万円)乃至 100 万円)を控除して課税する。 (参考 譲渡所得課税制度の概要参照)</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(3,000 万円(平成 2 年分は 5,000 万円)乃至 100 万円)を控除して課税する。 (参考 譲渡所得課税制度の概要参照)</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000 万円乃至 100 万円)を控除して課税する。 (参考 譲渡所得課税制度の概要参照)</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>同 左</p>	

区 分		昭和 62 年	63	平成元	2	3	4	5
その他の控除(続)	特 別 控 除	(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から 50 万円を控除し、その残額の 2 分の 1 に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
	一 般 の 税 率	150 万円以下の金額 10.5% 150 万円を超える金額 12% 200 " 16% 300 " 20% 500 " 25% 600 " 30% 800 " 35% 1,000 " 40% 1,200 " 45% 1,500 " 50% 3,000 " 55% 5,000 " 60%	300 万円以下の金額 10% 300 万円を超える金額 20% 600 " 30% 1,000 " 40% 2,000 " 50% 5,000 " 60%	300 万円以下の金額 10% 300 万円を超える金額 20% 600 " 30% 1,000 " 40% 2,000 " 50%	同 左	同 左	同 左	同 左
率	み 課 税 の 法 人 税 率	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 25.6% (みなし法人所得のうち 800 万円を超える部分については 36.7%)	同 左	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 27.3% (みなし法人所得のうち 800 万円を超える部分については 37.5%)	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して 28% (みなし法人所得のうち 800 万円を超える部分については 37.5%)	同 左	[平成 4 年分をもって廃止]	-

備考) 1. 昭和 62 年の配偶者控除の欄の () 書は、「昭和 62 年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

2. 昭和 63 年の税率の欄書は、「昭和 63 年分の所得税の臨時特例に関する法律」適用後のものである。